

平成 23 年 5 月 26 日

「新しい公共」推進会議

金子座長 殿

日本アイ・ビー・エム株式会社

最高顧問 北城 恪太郎

企業が震災支援をより円滑に行う際に必要となる制度的対応等について

企業の観点からの制度的対応に関し、「新しい公共」の取り組みを広げる社会的起業増加のためのエンジェル税制の活用、及び、NPO と企業の協業の基盤形成について、2 点コメントをお送りいたします。

記

1. 「新しい公共」の取り組みを広げる社会的起業増加のためのエンジェル税制の活用

エンジェル税制（ベンチャー企業投資促進税制）は、ベンチャー企業の育成を促進するためにベンチャー企業へ投資を行った個人投資家に対して税制上の優遇措置を行う制度です。資料や web による説明では、研究者、新事業活動従事者の存在が対象となるための前提条件のように読めますが、実際には、“地域ブランド製品を製造するむらおこし企業”のような社会的企業も認定をうけています。

雇用を創出し、日本の活力を取り戻すために、重要なことは、起業の数を増やすこととなります。その実現のために、エンジェル税制の名称を親しみやすいものに変更し（例：創業支援税制）、説明資料の改定を行い、制度を拡充して（添付 1）国民にわかりやすく知らせることが重要だと考えます。制度の拡充に時間がかかる場合には、被災地を特区として指定し、特区においては、制度の拡充策を先行して実施すべきと考えます。

（ご参照）<http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/angel/example/case7.html>

2. NPO と企業の協業の基盤形成

NPO、企業との平常時のコミュニケーションが少なかったため、今回の震災対応のための体制作りには時間がかかり、なかなか実際の活動を開始できませんでした。たとえば、中国の地震、ハイチの地震などで活用された世界的に実績のある SAHANA（災害時の被災者サポート統合基盤オープンソース・ソフトウェア：添付 2）を、東北の震災対応のボランティア活動に展開するために政府、地方自治体の調整に時間がかかってしまいました。一部の地方自治体で活用されたのは、震災の 1 ヶ月以上後となり、避難所への物資援助の物流情報の整理など、一番必要なときに活用しづらかったということが反省点となってい

ます。

新しい公共のひとつの活動として、政府あるいは中間支援 NPO を組織化して、企業が
できること、NPO ができることを登録するなど、双方のできることを事前に可視化しておく
と今後の協力体制の構築（マッチング）が容易になると考えます。

以上